委員会提出議案第4号

加西市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

別紙、「加西市議会会議規則の一部を改正する規則」を議決されたく、会議規則第14条 第2項の規定により提出します。

令和3年11月30日提出

加西市議会議長 原田 久夫 様

提出者 議会運営委員長 土本 昌幸

加西市議会会議規則の一部を改正する規則

加西市議会会議規則(昭和50年加西市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第50条第1項中「、登壇してしなければならない」を「にしなければならない」に改め、 同項ただし書を削る。

第85条を次のように改める。

(会議録の配布)

第85条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。

第87条中「議員」の右に「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を加える。

第131条を第132条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第130条を第131条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

- 第130条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を 行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。
- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決で これを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権 者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 附則に次の別表を加える。

別表 (第130条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
議員協議会	議会の運営に関し協議又は調整を行う。	全議員	議長
議会だより編集委員会	議会広報誌の編集及び発行に関し協議又は 調整を行う。	各会派から選 出された議員	議会だより編集委員長

附則

この規則は、公布の日から施行する。